

## 別府コミュニティセンター登録クラブ基準

### 1 別府コミュニティセンター登録クラブとは

別府コミュニティセンターを定期的に使用して、文化等に関する事業を行い、もって心豊かな地域社会の形成に寄与する目的により組織された団体で、市長の登録承認を受けた団体をいう。

### 2 登録と登録の取消し

#### (1) 登録の条件

ア 文化、スポーツ、レクリエーション等の活動を通じてコミュニティ推進や社会貢献を目的として自主的かつ主体的に事業を行うこと。

イ 市内在住、在勤・在学者を構成員とし、別府コミュニティセンター使用に際して5名以上の参加であること。※構成員の半数以上は市内在住、在勤・在学者とする。

ウ 団体の代表者は、市内在住の方であること。

エ 団体としての機構が確立し、会務が正確に行われ、活動は計画的、継続的であること。

オ 別府コミュニティセンターが実施する事業等に参加・協力すること。

カ 団体名には会派、流派等の名称は使用しないこと。

キ 講師から指導等を受ける場合は、個人ではなく、団体で受けること。

ク 会費は、原則として全会員一律であること。また、講師謝金は会員の増減にかかわらず一定とすること。

ケ 講師謝金は、別府コミュニティセンター主催講座の謝金額を上限額とする。

※講師が摂津市内の方の場合は1回あたり7,000円を上限額とし、市

外の場合は1回あたり8,000円を上限額とする。

コ クラブ会員の加入、脱退は自由とし、常に公開、平等の民主運営を図ること。

## (2) 登録の取消し

ア 営利を目的とした事業を営むとき。

イ 特定の宗教、政党の利害に関する事業を行うとき。

ウ 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

エ 登録の条件又は利用者の義務に違反したとき。

オ 資格取得を目的とした活動若しくは指導者(講師)より資格(証書等)の授受が別府コミュニティセンター館内であったとき。

カ 塾等文化教室と同じ形で運営されたとき。

## 3 登録手続

(1) 登録期間は毎年4月1日から翌年3月31日までとし、継続してクラブ登録をする場合は、別府コミュニティセンター職員の指示に従い、毎年3月10日までにを行うこと。

(2) 登録を受けようとする団体は、所定の申請書、団体名簿(同様のものでもよい)、活動計画書に記入の上市長に提出し、その承認を受けなければならない。

4 登録団体は、別府コミュニティセンター事業に支障のない限り次の便宜を受けることができる。

(1) 活動日を定めての使用(週1回を限度に活動日を決める。)

※定まった活動日については、年間を通して部屋の使用ができるものとする。

(2) 求めに応じて運営に関する指導、助言

(3) 求めに応じて事業に講師をあっせん

## 5 登録団体及び利用者の義務

(1) 登録後は、自主的に運営すること。

(2) 建物、備品等は大事に扱い、損傷しないこと。

(3) 使用後は速やかに原状に復すこと。

(4) その他の利用者に迷惑をかけること。

(5) 登録事項の変更や活動日の休止等は、速やかに別府コミュニティセンター所定の用紙にて届けでること。

(6) 自他共にクラブの交流を深めること。

(7) その他職員の指示に従うこと。

## 6 その他

(1) この基準に定めるもののほか必要な事項は、生活環境部長が別に定める。